

2018年度第24期太極拳技能検定 3段検定試験
都道府県第1次試験 実施規程

2017年3月17日改定

公益社団法人日本武術太極拳連盟
太極拳技能検定委員会

1. 実施期間・実施会場：

2018年4月1日（日）から8月10日（金）の期間内で、都道府県連盟（以下、実施県連盟と言う）が、任意に指定する期日に、任意に指定する会場で実施する。

2. 実施内容：

1) 試験範囲；

日本連盟2007年7月4日付け文発第3168号で通達された「推手基礎套路」の演技を審査する。

2) 試験方法；

- ① 受験者は、あらかじめ、本規程に添付する「都道府県第1次試験受験申請書（様式3段1次-1）」に、甲または乙のいずれで受験するかを指定して受験しなければならない。後日、この指定を変更することはできない。
- ② 下記に定める審査員は、試験当日に、受験者の指定に基づいて、1) 受験者同士相手有り、2) 同 相手無し、3) 受験者でないパートナーを帯同する、の3種類の受験者で、甲・乙各1人で1組の組編成を行ったうえで、試験を実施する。
- ③ 上記の組み合わせで、甲または乙のいずれかに端数が生じる場合には、試験日前日までに、実施県連盟太極拳技能検定委員会または同太極拳指導員委員会があらかじめ、端数のパートナーを指名して準備しておき、試験を実施する。
- ④ 試験は、全体の受験者が5組10人を超えない場合は、原則として1組ずつ審査を行う。5組10人を超える場合は、複数組同時に試験を行うことができる。この場合、何組を同時に実施するかは、会場の広さと審査員の複数組同時進行にたいする判定許容能力に基づいて、実施県連盟が定めようで実施する。
- ⑤ やり直し：試験は、受験者のいずれかが演技途中で動作の方向や回数を間違えて、演技終了後に、やり直しの申請をした場合は、1回に限り、やり直しをすることを認める。また、演技終了後に、下記⑧の時間規定による不合格の通告を受けた場合も、1回に限り、やり直しをすることを認める。いずれの場合も、2回以上のやり直しは、認めない。受験者本人がやり直しを申請しない限り、審査員がやり直しを指示することはできない。
- ⑥ 時間規定：試験範囲の「推手基礎套路」を5分以内で行う。5分以上は不合格とする。
- ⑦ 時間計時：計時は、両者が向かい合って開始前の「抱拳礼」を行った時に計時を始め、終了時の「抱拳礼」が終わった時に計時を止めて演武時間を確定する。
- ⑧ ホイッスルによる計時確認：開始5分時に、審査員がホイッスルを鳴らして時間確認を行う。受験者の演技が5分ホイッスル以後に終了した場合は、審査員はその受験者が時間規定による不合格であることを確認し、演技終了直後に、その場で本人に通告する。
ホイッスルは3秒程度、はっきりとした音量で鳴らし、時間確認を正確に行うこととする。上記の時間以外に、ホイッスルを鳴らして時間予告をすることなど（規定時間1分前に鳴らすなど）は禁止する。

- ⑨ 時間規定による不合格者のやり直し：審査員により演技終了直後に、時間規定による不合格であることを通告された受験者は、全体の受験者が演技試験を終了した後に、審査員にたいして1回のやり直しを申請することができる。審査員は、申請に基づいて、やり直し試験を実施する。
- ⑩ 動作の方向や回数間違いによる受験者申請のやり直し試験は、上記⑨の時間規定の不合格者のやり直し試験の後に行うこととする。

3) 合否基準；

下記に定める3人の審査員が、2人1組の演技を、下記の審査基準に基づいて審査し、3人のうち2人以上が合格判定を行えば、合格とする。2人以上が不合格判定を行えば、不合格とする。

4) 合否結果の通知方法；

試験の可否結果は、本人宛の「第1次試験合格結果通知書(様式3段1次-2)」を本人に渡して通知する。通知は、受験者人数が少数である場合には、当日、本人に直接手渡してもよく、あるいは、多人数である場合には、受験者の所属団体に郵送して通知してもよい。

後日、通知する場合は、通知書は、試験実施後7日以内に、受験者の所属団体に送付されなければならない。

5) 再試験について；

実施県連盟は、第1次試験を1回のみ実施してもよく、あるいは、複数回実施してもよい。

1回目の試験に不合格であった者は、複数回実施される場合は、合格するまで何回でも受験することができる(再試験)。また、他の実施県連盟で行なわれる第1次試験に申請して、受験することもできる。

ただし、第1次試験を実施した当日に、可否結果を通知した場合、不合格であった者にたいして、同じ日に再試験を実施することは禁止する。試験の公正性、厳格性を保持するために、この規程を設ける。

3. 審査員：日本連盟太極拳公認A級指導員1人以上、B級以上の公認指導員2人の計3人を、実施県連盟が指名して実施する。

4. 試験委員：実施県連盟は、審査員3人の他に、試験会場の管理運営を担当する試験委員数人を、適宜設けることができる。受験者が少数で、審査員が管理運営を兼務することができる場合には、試験委員を設けなくてもよい。

5. 実施要領：実施当日は、下記の要領に基づいて実施する。

- 受付； 開始式の30分前から受験者の受付を開始する。
- 開始式； 試験開始30分前に、試験委員は受験者にたいして、試験に関する諸説明・注意と、試験結果の通知方法と通知後の手続き等を説明する。続いて、参加人員を確認し、甲乙の組合せと、出場順を発表する。
- 試験； 審査員はあらかじめ定めた出場順に従って、審査を行う。
- 終了式； 最後の組の試験が終了した後に、終了式を行い、可否結果通知書を本人に直接手渡して通知を行うか、後日通知する場合には、通知予定日を通告して終了する。

6. 受験資格：

都道府県連盟の加盟団体会員で、前年度まで(2017年度まで)に2段を取得している者に限り、受験することができる。2018年度に3段本試験の受験申請をする予定がない者でも、1次試験を受験し、合格判定を受けることができる。ただし、2018年度の第1次試験合格判定は、2018年度のみ有効とし、2019年度に再び3段本試験を受験する者は、2019年度の第1次試験をあらためて受験し、合格判定を得なければならない。前年度の第1次試験の合格判定を次年度に持ち越して本試験申請をすることはできない。

- ① 受験者は、原則として本人の所属団体が加盟している実施県連盟に受験申請書を提出し、受験する。ただし、本人の所属団体が加盟している実施県連盟の日程が、本人の都合がつかない場合は、近隣の他の実施県連盟に受験申請書を提出して受験することができる。
- ② 1回目の試験で不合格判定を受けた場合、他の実施県連盟に受験申請書を提出して、受験することができる。
- ③ 上記①②いずれの場合も、受験者が所属する都道府県連盟を通して、実施先の都道府県連盟に対して受験申請手続きを行うこととする。受験者本人が独自で行ってはならない。

7. 第1次試験の受験申請方法：

本規程に添付する「都道府県第1次試験受験申請書(様式3段1次-1)」に所定の事項を記入し、所属団体長が推薦印を捺印したものを、所属団体を通じて、受験しようとする実施県連盟が設定する申請期日までに、同連盟宛に提出し、同時に、受験料を同連盟が指定する方法で納付する。

8. 加盟団体への実施通知義務：

第1次試験を実施しようとする都道府県連盟は、あらかじめ加盟団体にたいして「都道府県第1次試験受験申請書(様式3段1次-1)」を配布しておき、本件の試験期日と会場、受験申請締切期日を、事前に通知しなければならない。この通知は、加盟団体にたいして、原則として遅くとも、締切期日の1～2ヶ月前までに行われなければならないこととする。

日本連盟の機関誌『武術太極拳』に、実施広告が掲載されることを希望する実施県連盟は、締切期日の3ヶ月前までに、日本連盟事務局に広告掲載依頼を行わなければならない。

9. 受験料：本件の受験料は、受験者1人4千円とする。受験料は、実施県連盟の本件運営費に充当する。

10. 受験者の所属する団体への結果通知（実施県連盟→団体）：

- ① 実施県連盟は、合否結果を受験者の所属団体に書面で通知する。通知する書面は、所属団体毎に受験者氏名、合否結果を記載したもの（様式無し）でもよく、あるいは、日本連盟宛「合否結果一覧（様式3段1次-4）」を、所属団体毎に分割したものを複写して、該当する所属団体に送付して通知しよ。
- ② 試験日当日に、本人宛の「第1次試験合否結果通知書（様式3段1次-2）」を本人に直接手渡した実施県連盟は、所属団体にこの本人宛結果通知書を送付する必要はない。
- ③ 合否結果を試験日当日に受験者に通知せず、後日、受験者の所属する団体に通知する場合は、上記①の合否結果通知書面と、本人宛「第1次試験合否結果通知書（様式3段1次-2）」を併せて、受験者の所属する団体に送付しなければならない。

11. 日本連盟への実施報告（実施県連盟→日連）：

実施県連盟は、試験実施後7日以内に、1)「実施報告書（様式3段1次-3）」、2)「合否結果一覧（様式3段1次-4）」、3) 合格者の「都道府県第1次試験受験申請書（様式3段1次-1）」のコピー、の3種類の書面を日本連盟に送付して、報告しなければならない。本件の「合否結果一覧」に記載されていない者が、3段本試験の受験申請を行っても受理されない。

12. 3段本試験申請時に必要な記載事項（実施県連盟→日連）：

「太極拳3段 申請・登録用紙（様式3段-1）」の＜第1次試験合格 確認欄＞に、①実施県連盟名、②受験月日、③受験地（都道府県）、が正確に記載されていない申請は受理されない。また、様式3段-1の記載事項と、「実施報告書（様式3段1次-3）」および「合否結果一覧（様式3段1次-4）」に記載されている該当項目および本人氏名が不一致である申請は受理されない。

13. 試験範囲＝「推手基礎套路」：

1) 動作順序：

- 1組 起 勢
- 2組 合歩四正手（甲乙右足前・右上から）（乙棚甲掙から3回、甲棚乙掙から3回）
- 3組 合歩単推手
 - (1) 平円単推手（乙弓腿・按一甲後坐・化、から3回）
 - (2) 立円単推手（甲上歩弓腿・棚一乙後坐・化、から3回）
 - (3) 折畳単推手（甲上歩弓腿・棚一乙後坐・化、から3回）
- 4組 合歩双推手
 - (1) 平円双推手（甲弓腿・按一乙後坐・化、から3回）
 - (2) 立円双推手（乙上歩弓腿・棚一甲後坐・化、から3回）
 - (3) 折畳双推手（乙上歩弓腿・棚一甲後坐・化、から3回）
- 5組 合歩四正手（乙上歩、甲退歩で、甲乙ともに左足前、左上から始める＝（甲棚乙掙から3回、乙棚甲掙から3回行う）
- 6組 収 勢

2) 動作要領：

1. 両足は適切な足幅を保ち、前進・後退・転腰をはっきりと行なう。
2. 両手は、柔らかく、軽く保ち、ゆっくりと動かす。両手を、足・腰の動きより速く動かさないこと。
3. 体の中正を保ち、目は前方を平視する。体が顕著に前傾したり、ねじれたり、目が下を向くことがないように行う。
4. 相手と協調して動く。「沾粘連隨」・「不丟不頂」を保つ。

14. 審査基準：

下記の場合は、原則として不合格判定とする。

- 1) 規定の歩数、手法の回転回数が、それぞれ、明らかに不足または超過した場合で、歩数について2回以上、または、手法について2回以上の明らかな過不足があった場合。
- 2) 規定動作の順序を間違えたまま、あるいは規定動作の1つが明らかに欠落したまま、次の動作に移り、そのまま「収勢」を行なった場合。
- 3) 動作が10秒以上停止した場合。
- 4) 試験では、**起勢～収勢を5分以内で行う。5分以上は不合格とする。**
- 5) 上記4)の計時は、両者が向かい合って開始前の「抱拳礼」を行った時に計時を始め、終了時の「抱拳礼」が終わった時に計時を止めて演武時間を確定する。

上記以外で、動作が多少、不正確であったり、乱れたり、停顿等があっても不合格判定としない。

15. 事前講習会について：

実施県連盟は、第1次試験とは別に、本件試験のための事前講習会を実施することができる。また、第1次試験実施当日の、前半時間帯を利用して、事前講習会を実施することもできる。講習会の実施回数、講師の選定、受講料等はすべて、実施県連盟が独自に定める。受講料は、実施県連盟の運営費に充当する。

16. 第1次試験関係書類

- ①「都道府県第1次試験受験申請書(様式3段1次-1)」
- ②「第1次試験合否結果通知書(様式3段1次-2)」
- ③「実施報告書(様式3段1次-3)」
- ④「合否結果一覧(様式3段1次-4)」
- ⑤「2017年度 太極拳3段 申請・登録報告用紙(様式3段-1)〈参考〉」
- ⑥ 太極拳3段検定 第1次試験手続き一覧

以上